

令和 7 年度 石川県会計年度任用職員の募集案内

県央農林総合事務所

会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条の 2 によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員	津幡農林事務所 (河北郡津幡町字加 賀爪ヌ 111-1)	主に文書の整理、收受、押印、配付及び 発送、窓口・電話対応、パソコンを使用 したデータ入力など、事務補助の業務	1 名

※上記以外の県の会計年度任用職員の募集については、県のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。別の募集との併願は可能です。

2 勤務条件等

項 目	内 容
任 用 期 間	令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。ただし、最初の任用開始日から 1 年が限度です。
勤 務 時 間	週の勤務日数が 5 日で、1 日の勤務時間が 5 時間 50 分（8 時 30 分から 15 時 20 分まで（休憩時間は 12 時から 13 時まで））
休 日 等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
報 酬 等	報酬日額 6, 5 9 0 円 ※その他、通勤手当相当額が支給されます。 ※報酬月額等は条例改正等により変更される場合あり
休 暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	地方公務員共済組合、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 (例) 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後 1 か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しないこと）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に郵送又は持参してください。

(宛先)

〒920-8214

石川県金沢市直江南2丁目1番地

石川県県央農林総合事務所 会計年度任用職員募集担当

※持参又は郵送の場合は封筒の表に、メールの場合は件名に「石川県会計年度任用職員希望」と明記してください。

5 応募期間

令和7年10月8日(水)から令和7年10月15日(水)まで(郵送の場合、消印有効)

※窓口での受付時間は、9時から17時45分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

※郵送する際は、その旨を電話でご一報ください。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

面接日時及び会場は令和7年10月16日までに応募者にご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後約1週間以内にご連絡をします。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

〒920-8214

石川県金沢市直江南2-1

石川県県央農林総合事務所

TEL 076-239-1750

FAX 076-239-1720